

第4章 本計画の将来像及び基本方針・目標

4-1 将来像・基本方針

(1) 将来像・基本方針

第2章で整理した上位・関連計画で求められる公共交通の役割及び第3章で整理した本地域の課題を踏まえ、本地域における地域公共交通網の将来像と、将来像の実現に向けた基本方針を以下のとおりとする。

【釧路・根室地域公共交通計画の将来像】

行政・交通事業者など公共交通関係者が連携した釧路・根室地域の持続可能な公共交通ネットワークの構築

基本方針①：地域住民や来訪者の広域移動を支える広域交通の維持・確保

・本地域の将来を見据えた、持続可能で活力ある地域づくりや観光振興などにも寄与する公共交通ネットワークを構築することが重要であり、地域住民や来訪者の広域移動を支える広域交通の維持・確保に努める必要がある。

基本方針②：市町村内の生活圏交通と広域交通の接続性向上、交通拠点の機能強化

・市町村内の移動を支える生活圏交通と広域交通の接続性の向上や交通拠点の機能強化などを図り、広域交通及び生活圏交通が有機的につながった最適な公共交通網の確保に努める必要がある。

基本方針③：公共交通の利用促進・持続性の確保

・利便性向上や運行効率化などにより、地域住民や来訪者の公共交通利用の促進を図るとともに、運行経費の削減等を図り、公共交通が持続できる運行体制の構築を目指す必要がある。

(2) 基本方針の実現に向けた目標

基本方針の実現に向けた目標を以下のとおり整理する。

基本方針1：地域住民や来訪者の広域移動を支える広域交通の維持・確保

目標①	中核都市や地域中心都市と周辺市町村などをつなぐ広域交通ネットワークの維持・確保
-----	---

高校生の通学のほか、通院、買物などを中核都市や地域中心都市に依存しているため、各町村と中核都市等とを接続し地域住民の日常生活を支える広域交通ネットワークについて、地域が一体となって維持・確保に向けた取組を進める。

基本方針2：市町村内の生活圏交通と広域交通の接続性向上、交通拠点の機能強化

目標②	幹線交通・広域交通・生活圏交通の接続の円滑化
-----	------------------------

便利に利用できる交通環境の整備を進めるため、幹線交通、広域交通及び生活圏交通の乗換拠点における利便性・快適性の向上やアクセス性の向上などを図っていく。

基本方針3：公共交通の利用促進・持続性の確保

目標③	公共交通の利便性向上と意識醸成による利用促進
-----	------------------------

路線バスの利用が低迷するなかで、運行の持続性を確保していくために、地域住民等への公共交通利用の意識付けや公共交通の利便性向上、利用しやすい環境づくり等を図っていく。

目標④	観光資源などを活かした利用促進
-----	-----------------

来訪者の公共交通の利用しやすさの向上など、観光誘客と公共交通利用促進の一体的な推進に向けた取組を進める。

4-2 目標に基づく施策

各施策の達成に向けた施策及び取組内容を次のとおりとする。

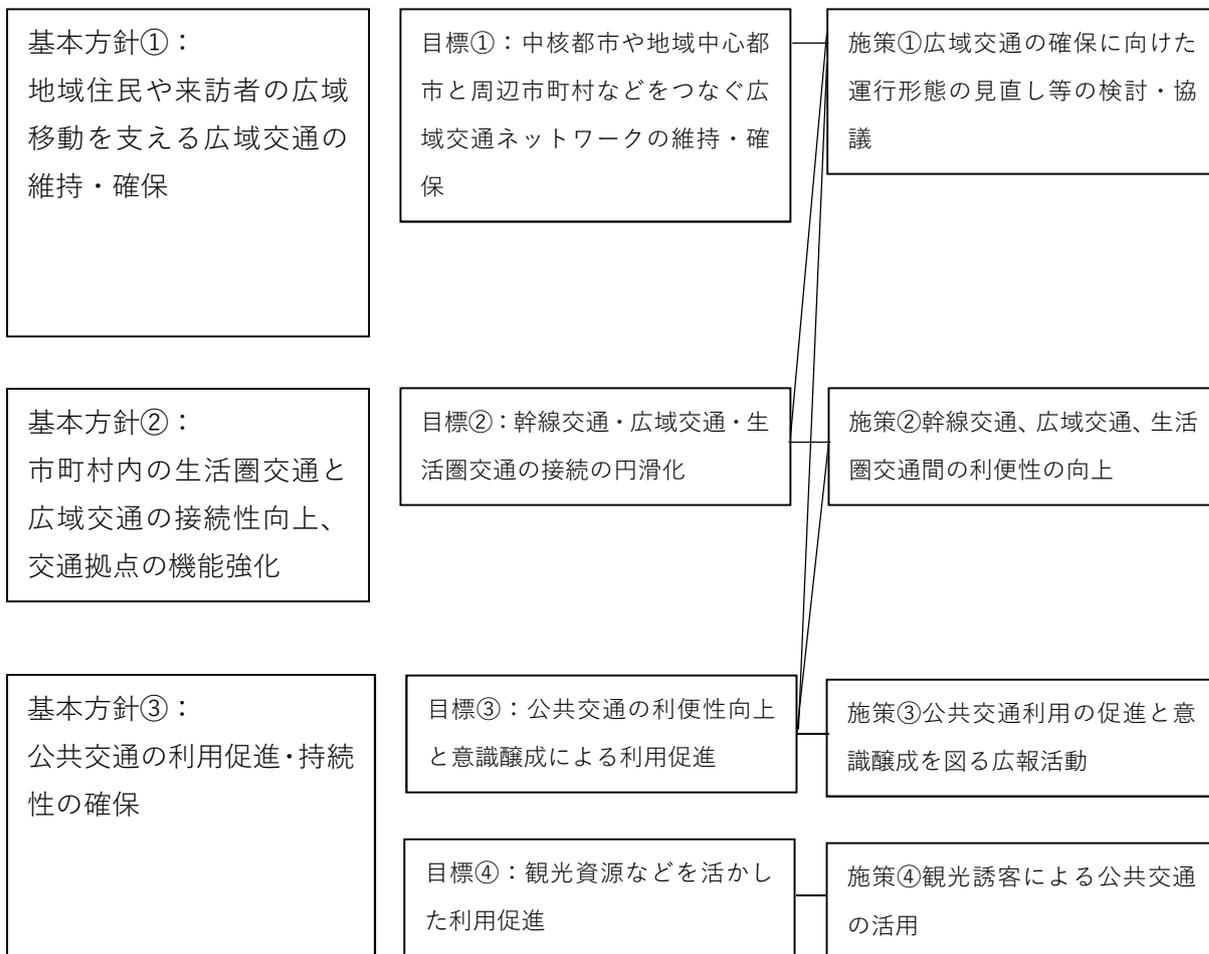


図 4-1 基本方針・目標達成のための施策

【施策①】 広域交通の確保に向けた運行形態の見直し等の検討・協議									
目的等	<p>本地域の中核都市や地域中心都市と周辺町村などを結び、地域の移動を支える広域交通ネットワークの役割や確保方針を設定し、北海道釧路・根室地域公共交通活性化協議会における議論や利用実態等を踏まえ、必要に応じて運行形態の見直しを行っていく。</p> <p style="text-align: right;"><目標①、②、③に対応></p>								
1 取組概要									
<p>広域交通とその役割・確保方針</p> <p>本地域の広域交通について、各都市間における移動特性や現状の公共交通の運行実態等を踏まえて、本計画において確保すべき広域交通を位置づけ、中核都市や地域中心都市と周辺町村などを結ぶ広域交通の役割および今後の確保方針を設定する。（「4-3 釧路・根室地域の広域交通の確保の方針」）</p> <p>本計画で位置付けた広域交通について、移動特性や運行実態等を踏まえて設定した関係者の役割及び今後の確保方針に基づく取組を推進するとともに、地域の関係者が共通認識を持ち、地域の実態に合わせた最適化など運行形態の見直しを行い、持続可能な公共交通ネットワークの構築を図る。</p>									
2 具体的な取組内容									
<p>協議会としての取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ■路線別の検討会や市町村公共交通活性化協議会などの場における議論を踏まえながら、持続可能な公共交通のあり方について協議を進める。 ■広域交通の確保方針を設定する。 ■「第6章 計画の推進体制」により、PDCA サイクルのもとで評価・点検を行う ■路線ごとの検討体制は次のとおりとする。 									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象路線</th> <th style="text-align: center;">検討体制（関係市町村・事業者等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>釧路総合振興局管内の広域路線</td> <td>釧路総合振興局、関係市町村、くしろバス（株）、阿寒バス（株）</td> </tr> <tr> <td>根室振興局管内の広域路線</td> <td>根室振興局、関係市町村、阿寒バス（株）、根室交通（株）</td> </tr> <tr> <td>振興局を跨がる広域路線</td> <td>釧路総合振興局、根室振興局、関係市町村、くしろバス（株）、阿寒バス（株）、根室交通（株）</td> </tr> </tbody> </table>		対象路線	検討体制（関係市町村・事業者等）	釧路総合振興局管内の広域路線	釧路総合振興局、関係市町村、くしろバス（株）、阿寒バス（株）	根室振興局管内の広域路線	根室振興局、関係市町村、阿寒バス（株）、根室交通（株）	振興局を跨がる広域路線	釧路総合振興局、根室振興局、関係市町村、くしろバス（株）、阿寒バス（株）、根室交通（株）
対象路線	検討体制（関係市町村・事業者等）								
釧路総合振興局管内の広域路線	釧路総合振興局、関係市町村、くしろバス（株）、阿寒バス（株）								
根室振興局管内の広域路線	根室振興局、関係市町村、阿寒バス（株）、根室交通（株）								
振興局を跨がる広域路線	釧路総合振興局、根室振興局、関係市町村、くしろバス（株）、阿寒バス（株）、根室交通（株）								
<p>北海道</p> <ul style="list-style-type: none"> ■路線別の検討会や市町村公共交通活性化協議会などの場における議論を踏まえながら、見直しに必要な現状や地域ニーズの把握に取り組み、本計画に位置付ける各路線についての維持・確保の方針に反映させる。 ■先進的な取組事例を情報収集し、協議会へ提供する。 ■確保方針を踏まえ、個別の広域路線について、運行実態等を把握して共有し、今後のあり方を検討する。 ■利用者が極端に少ない便があることや、利用者の減少、公的負担の増加傾向を踏まえ、特に次の路線については、きめ細かい議論を行う検討体制を構築し、利用促進 									

を図りつつ、運行形態の見直しなどの最適化を図るなど、今後の運行形態のあり方を検討・協議する。

対象路線	関係市町村・事業者
釧路羅臼線	釧路市・釧路町・標茶町・別海町・中標津町・標津町・羅臼町 阿寒バス（株）
根室線（釧路線）	釧路市・釧路町・浜中町・根室市 くしろバス（株）、根室交通（株）

市町村

- 住民の移動実態やニーズを踏まえた移動サービスの最適化に向けた協議・検討を行う。
- 市町村公共交通活性化協議会において、実情に合わせた運行形態を検討するとともに、市町村地域公共交通網形成計画（地域公共交通計画）における生活圏交通の確保方針を踏まえ、広域交通との接続性の向上について検討する（市町村公共交通活性化協議会を未設置、また市町村地域公共交通網形成計画（地域公共交通計画）を未策定の市町村は計画策定に向けた設置・検討を進める）。

交通事業者

- 乗車人員など利用動向に係るデータを把握し協議会へ提供する。
- 見直しに係る将来負担のシミュレーションなどを行う。

3 スケジュール

R5	R6	R7	R8	R9
確保方針設定 ←→		中間評価 ←→		協議・検討 ←→
個別路線の 方向性検討 ←→	個別路線の 協議・見直し等 ←→			
←→ 利用実態把握等				

（釧路羅臼線・釧路線（根室線））

R5	R6	R7	R8	R9
方向性について 協議・検討 ←→	協議・検討結果に 基づく対応 ←→			

【施策②】 幹線交通、広域交通、生活圏交通間の利便性の向上	
目的等	<p>幹線交通・広域交通・生活圏交通の公共交通ネットワークを強化し、利便性の向上を図るべく、これらの交通間の接続性の向上や、交通拠点の機能強化等により、乗換環境の向上を図る。</p> <p style="text-align: right;"><目標②、③に対応></p>
1 取組概要	
<p>乗換環境の向上・接続性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線交通・広域交通・生活圏交通の乗換拠点において、利用者の利便性・快適性の向上を図る。 ・事業者間でダイヤ等の情報を共有しながら、アクセス性の向上を図り、利用者の利便性の向上を図る。 	
2 具体的な取組内容	
<p>協議会としての取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ■生活圏から広域的な交通までの利用をスムーズに行うことができる交通モード間の連携強化により環境の構築に取り組む。 ■市町村地域公共交通計画との連携し、取組を進める。 ■施策の実施後、中間点検を行い、更なるモード間連携の強化に向けたダイヤの見直しなどを検討・実施する。 <p>国</p> <ul style="list-style-type: none"> ■各市町村における生活圏交通の見直しや乗継環境の整備等を実施する場合において、必要な助言を行う。 <p>北海道</p> <ul style="list-style-type: none"> ■幹線交通・広域交通・生活圏交通の乗換環境の向上等に係る議論の取りまとめ等を行う。 ■スムーズな乗換ができるような環境構築について検討を行う。 ■ニーズに応じた公共交通乗換マップ等作成に向けた検討を行う。 <p>市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ■各市町村における実情やニーズに応じて、幹線交通・広域交通・生活圏交通の乗換環境の向上により、利用者の利便性・快適性の向上を図る。 ■市町村単独計画に基づく乗換環境の向上など、生活圏交通の利便性向上や確保に向けた取り組みを進める。 <p>交通事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ■乗車人員など利用動向に係るデータを把握し協議会へ提供する。 ■利用実態を踏まえたダイヤ改正等を実施する。 	

3 スケジュール

R5	R6	R7	R8	R9
検討・協議	実施	中間評価 見直しの検討	実施	検討・協議
マップ等検討			マップ見直し等	

【施策③】公共交通利用の促進と意識醸成を図る広報活動

目的等 通院・買物等の日常的な移動における公共交通利用の意識醸成や、公共交通を利用しやすい環境づくりなど、公共交通の利用促進等に向けた取組や広報活動について検討し取組を進める。

< 目標③に対応 >

1 取組概要

広報活動による公共交通の利用促進等

・公共交通マップや総合時刻表等の作成・配布や、バスの乗り方教室の開催などの広報活動により公共交通の利用促進や運行体制の確保を図る。

(利用促進の取組のイメージ)

取組	イメージ
乗継も考慮した公共交通マップや総合時刻表等の作成・配布	ルートや時刻表、料金などを横断的に整理した公共交通マップや総合時刻表を作成し、地域住民の公共交通の理解を促し、利用の抵抗感を解消する。
地域を対象とした公共交通の乗り方教室の開催等	バスの乗り方やお得な乗車券、バス交通の現状や役割、重要性などの理解を促すための講習会等を開催する。

2 具体的な取組内容

協議会としての取組

■公共交通の利用促進に向けた広報活動などを実施するとともに、管内の市町村や他地域における先進的な取組事例を共有し、効果的な取組について検討を進める。

国

■先行地域の事例の情報提供や整備等に必要な助言を行う。

北海道

- 振興局職員を対象としたノーカーデーを実施する。
- ニーズに応じた公共交通乗換マップ等作成に向けた検討を行う（再掲）。
- バス事業者と連携したバスの乗り方教室を検討し実施する。
- 将来に向けた持続的な運行体制を確保するため、広報活動をはじめとした運転手確保策の検討をバス事業者と連携して行う。

市町村

- 公共交通マップや総合時刻表を検討し作成する。
- バス事業者と連携したバスの乗り方教室を検討し実施する。

交通事業者

- 時刻表の作成、観光施設・公共施設等で配布する。
- 路線図や時刻表をホームページで公開する。
- 道や市町村が実施するバスの乗り方教室への協力を行う。

3 スケジュール

R5	R6	R7	R8	R9
乗換マップ 乗車体験教室		中間評価		検討・協議
←→		←→		←→
←→				
準備が整ったもの から実施				

【施策④】 観光誘客による公共交通の活用				
目的等	<p>地域の観光資源と連携した公共交通利用促進、GTFS（公共交通機関の時刻表とその地理的情報に使用される共通形式を定義したもの）データ整備などによる来訪者が公共交通を利用しやすい環境の構築など、観光誘客と公共交通利用促進が一体となった取組を推進する。</p> <p style="text-align: right;"><目標④に対応></p>			
1 取組概要				
<p>観光客が利用しやすい環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の観光資源と連携し、観光誘客と公共交通利用促進に取り組む。 ・住民及び観光客などの来訪者が、幹線交通・広域交通・生活圏交通を含め、スムーズな乗換ができるような環境の構築を推進する。 				
2 具体的な取組内容				
<p>協議会としての取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ■先進的な取組事例などの情報共有を図りながら、生活圏から広域的な交通までの利用をスムーズに行うことができる環境の構築に取り組む。 				
<p>国</p> <ul style="list-style-type: none"> ■先行地域の事例の情報提供や整備等に必要な助言を行う。 ■国の取組についての情報を提供する。 				
<p>北海道</p> <ul style="list-style-type: none"> ■先進的な取組事例を情報収集し、協議会へ提供する。 ■スムーズな乗換ができるような環境構築について検討する。 ■観光施策と連携した利用促進の取組について検討する。 ■自転車を直接車両に積み込むことができるサイクルトレインなど観光利用につながる取組について検討する。 				
<p>市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ■観光施策と連携した利用促進の取組について検討する。 				
<p>交通事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ■乗車人員など利用動向に係るデータを把握し協議会へ提供する。 ■GTFS データ整備など来訪者が公共交通を利用しやすい環境を構築する。 				
3 スケジュール				
R5	R6	R7	R8	R9
サイクルトレイン 		中間評価  準備が整ったもの から実施		検討・協議 
				

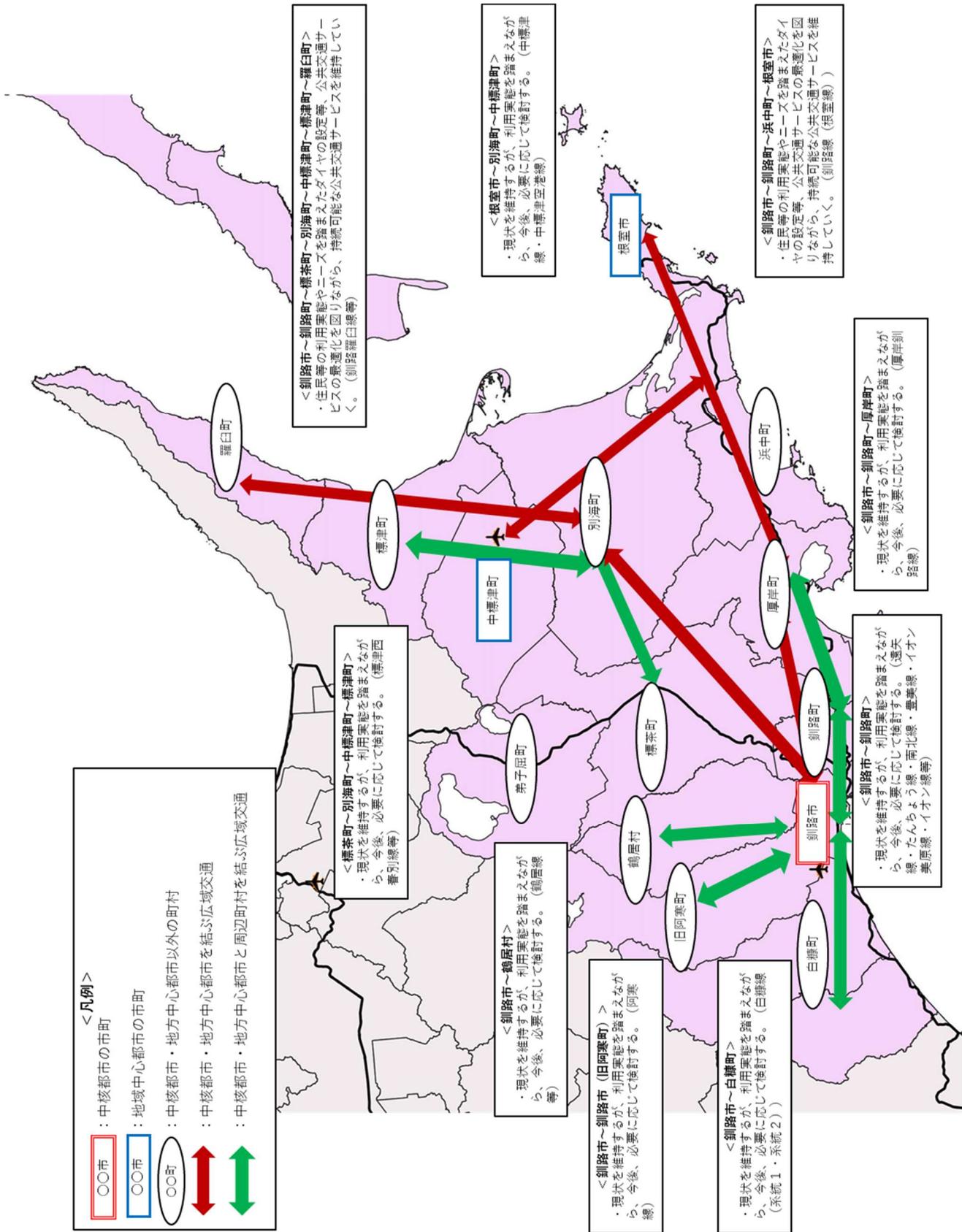
4-3 釧路・根室地域の広域交通の確保の方針

本地域で目指す公共交通ネットワークについて、広域バス路線の現状や地域の課題を踏まえ、次のとおり広域交通の確保の方針を設定する。

分類	都市間 【中心都市】	主な交通モード	役割	確保方針
中核都市・地域中心都市と周辺町村を結ぶ広域交通	釧路市～釧路町 【釧路市】	遠矢線【地域間幹線系統】 たんちょう線【地域間幹線系統】 南北線（系統1）【地域間幹線系統】 豊美線【地域間幹線系統】 イオン美原線【地域間幹線系統】 イオン線【地域間幹線系統】 別保線【広域生活交通路線】 昆布森線【市町村単独補助路線】	通勤・通学・買物・通院など、多様な目的で利用されており、地域住民の生活に欠かせない区間	確保維持改善事業（地域間幹線系統）を活用し、利用促進策等を実施しながら、持続可能な移動手段を確保する。釧路市及び釧路町の計画と連携し、今後、必要に応じて検討する。
	釧路市～釧路町～厚岸町 【釧路市】	厚岸釧路線【地域間幹線系統】	通学を主に、通院・買物・通勤など多様な目的で利用されており、地域住民の生活に欠かせない区間	確保維持改善事業（地域間幹線系統）を活用し、利用促進策等を実施しながら、持続可能な移動手段を確保する。釧路市、釧路町及び厚岸町の計画と連携し、今後、必要に応じて検討する。
	釧路市～旧阿寒町 【釧路市】	阿寒線【地域間幹線系統】	通学・通院など多様な目的で利用されており、地域住民の生活に欠かせない区間。観光目的利用も多い区間	確保維持改善事業（地域間幹線系統）を活用し、利用促進策等を実施しながら、持続可能な移動手段を確保する。釧路市の計画と連携し、今後、必要に応じて検討する。
	釧路市～鶴居村 【釧路市】	鶴居線【地域間幹線系統】 釧路鶴居線【市町村単独補助路線】	通学・通院・買物など多様な目的で利用されており、地域住民の生活に欠かせない区間。観光目的利用も多い区間	確保維持改善事業（地域間幹線系統）を活用し、利用促進策等を実施しながら、持続可能な移動手段を確保する。釧路市及び鶴居村の計画と連携し、今後、必要に応じて検討する。

	釧路市～白糠町 【釧路市】	白糠線（系統1・系統2）【地域間幹線系統】	通学・通勤・通院・買物など、多様な目的で利用されており、地域住民の生活に欠かせない区間	確保維持改善事業（地域間幹線系統）を活用し、利用促進策等を実施しながら、持続可能な移動手段を確保する。釧路市及び白糠町の計画と連携し、今後、必要に応じて検討する。
	標茶町～別海町～中標津町～標津町 【中標津町】	標津西春別線【地域間幹線系統】 西春別標津線【市町村単独補助路線】 計根別標津線【市町村単独補助路線】 西春別標茶線【市町村単独補助路線】	通学を主に、通勤などの目的で利用されており、地域住民の生活に欠かせない区間	確保維持改善事業（地域間幹線系統）を活用し、利用促進策等を実施しながら、持続可能な移動手段を確保する。関係町村と連携し、今後、必要に応じて検討する。
	根室市～別海町～中標津町 【根室市・中標津町】	中標津線【地域間幹線系統】 中標津空港線【地域間幹線系統】	通学・通院・通勤・観光など、多様な目的で利用されており、地域住民の生活に欠かせない区間	確保維持改善事業（地域間幹線系統）を活用し、利用促進策等を実施しながら、持続可能な移動手段を確保する。関係町村と連携し、今後、必要に応じて検討する。
中核都市・地方中心都市間を結ぶ広域交通	釧路市～釧路町～標茶町～別海町～中標津町～標津町～羅臼町 【釧路市・中標津町】	釧路羅臼線【地域間幹線系統】 釧路標津線【市町村単独補助路線】	通院・通勤などの目的で利用されており、地域住民の生活に欠かせない区間。また、観光目的の利用も多い区間	確保維持改善事業（地域間幹線系統）を活用し、持続可能な移動手段を確保する。利用促進に取り組むとともに、住民等の利用実態やニーズを踏まえたダイヤの設定等、公共交通の最適化を図りながら、公共交通サービスを維持していく。
	釧路市～釧路町～浜中町～根室市 【釧路市・根室市】	釧路線（根室線）【地域間幹線系統】	通院などの目的で利用されており、地域住民の生活に欠かせない区間。	確保維持改善事業（地域間幹線系統）を活用し、利用促進策等を実施しながら、持続可能な移動手段を確保する。利用促進に取り組むとともに、住民等の利用実態やニーズを踏まえたダイヤの設定等、公共交通の最適化を図りなが

				ら、公共交通サービスを維持していく。
--	--	--	--	--------------------



第5章 取組の持続的な実施に向けた目標値設定

本計画の基本方針の実現に向け、目標の達成状況を確認するための評価指標や目標値、目標値の測定方法、評価のスケジュールは以下のとおり。

5-1 評価指標及び目標値

本計画及び施策の進捗状況を確認するため、以下の目標値を設定し、計画及び施策の進捗管理を行う。

表 5-1 評価指標及び数値目標

評価指標		単位	現況値	目標値				
			令和3 (2021)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)
評価 指標	公共交通の利用者数 (※1)	千人	4,560	4,560	4,560	4,560	4,560	4,560
	公的資金が投入され ている公共交通の収 支率(※2)	%	36.8	36.8	36.8	36.8	36.8	36.8
	公共交通への公的資 金投入額(※3)	百万円	571	571	571	571	571	571

※1 広域交通の運行事業者からの提供データ（令和3年度輸送人員）により算出。

※2 広域交通の運行事業者からの提供データ（令和2年10月1日から令和3年9月30日の経常費用、経常収益）により算出。当地域において運行されている地域間幹線系統及び広域生活交通路線における収支率。

※3 市町村及び道のデータ（令和3年度の地域間幹線系統及び広域生活交通路線における市町村負担額及び道負担額の合計）により算出。

第6章 計画の推進体制

6-1 計画推進状況の評価推進体制、評価、検証

本計画における目標の達成に向けた施策・事業の取組の継続的な実施にあたり、5-1で示した評価指標及び数値目標に基づき、定期的なモニタリングを実施しながら、施策の実施効果や変化する社会情勢との適合性等について検証・評価を実施する。

取組の評価については、本計画の策定主体である「北海道釧路・根室地域公共交通活性化協議会」において行うこととし、「6-2 評価・検証に向けたPDCAサイクルの構築」に示すPDCAサイクルにより検証を実施していく。

また、本計画における目標の達成に向けては、関係自治体・交通事業者をはじめ、幅広く多様な主体との連携の下、地域が一体となって取り組んでいくことが重要であり、関係者がそれぞれに求められる役割を認識し、将来を見据えた持続的な公共交通ネットワークの構築に向け、取組を推進していく。

表6-1 取組状況の評価体制（北海道釧路・根室地域公共交通活性化協議会委員名簿）

区分	組織名	区分	組織名
地方公共団体等	北海道釧路総合振興局	地方公共団体等	中標津町
	北海道根室振興局		標津町
	釧路市		羅臼町
	釧路町	公共交通事業者等	阿寒バス株式会社
	厚岸町		くしろバス株式会社
	浜中町		根室交通株式会社
	標茶町		北海道旅客鉄道株式会社
	弟子屈町	道路管理者	北海道開発局釧路開発建設部
	鶴居村		北海道釧路総合振興局釧路建設管理部
	白糠町	公安委員会・警察	北海道警察釧路方面本部
	根室市	北海道運輸局	釧路運輸支局
	別海町		

表 6 - 2 取組の推進に向けた各関係者の役割及びその内容

関係者	求められる役割	内容
行政(国、関係地方公共団体等)	施策の検討・実施等	地域の交通に対するニーズの実態把握 各種公共交通に関する施策の実施 資金の調達等
交通事業者	安全な運行の確保等	公共交通の安全な運行 乗降状況のモニタリングの協力等
地域住民 各種団体	公共交通の積極的な活用等	公共交通の積極的な利用

6-2 評価・検証に向けたPDCAサイクルの構築

本計画（Plan）の推進にあたり、計画期間である5年間において、毎年度、施策・事業の実施状況（Do）を確認した上で、目標の達成状況（数値指標）を評価（Check）し、必要に応じて、施策・事業の見直し（Action）を検討する。

施策・事業の見直し結果を踏まえて、必要に応じて計画を改定するとともに、施策・事業の予定に反映し（Plan）、着実に施策・事業を実施（Do）していく。

本計画は、上記のPDCAサイクルを回しながら進捗を管理して運用する。なお、PDCAサイクルによる運用にあたっては、毎年度、「北海道釧路・根室地域公共交通活性化協議会」を開催し、構成機関の認識の共通化を図りながら進める。

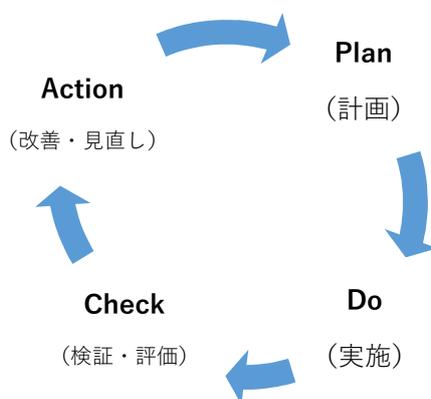


図6-1 PDCAサイクルによる評価・検証

6-3 今後の協議会の開催スケジュール

継続的で実効性のある施策の実施に向け、6-2によるPDCAサイクルを行いながら計画を推進していくため、以下のスケジュールにより「北海道釧路・根室地域公共交通活性化協議会」を開催していく。

なお、取組の実施状況などにより、本計画の見直しに向けた協議会の開催が必要となった場合などについては、以下のスケジュールによらず随時開催するなど、状況に応じた協議を実施していく。

		実施内容	協議会開催
令和5年度 (2023年度) (計画1年目)	6月 12月		第1回 ・令和5年度事業に係る協議 ・令和6年度事業に係る協議 第2回 ・次年度事業に係る協議
令和6年度 (2024年度) (計画2年目)	6月 12月		第1回 ・令和5年度事業の評価 ・令和7年度事業に係る協議 第2回 ・次年度事業に係る協議
令和7年度 (2025年度) (計画3年目)	6月 12月		第1回 ・令和6年度事業の評価 ・令和8年度事業に係る協議 第2回
令和8年度 (2026年度) (計画4年目)	6月 12月		第1回 ・令和7年度事業の評価 ・令和9年度事業に係る協議 第2回 ・次年度事業に係る協議
令和9年度 (2027年度) (計画5年目)	6月 12月		第1回 ・令和8年度事業の評価 ・令和10年度事業に係る協議 第2回 ・次期計画の承認等

図6-2 目標達成度の評価指標のモニタリング方法

付属資料

(1) 北海道釧路・根室地域公共交通活性化協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、北海道釧路・根室地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更
- (2) 地域公共交通計画に位置付ける事業計画の決定及び事業報告の承認
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業

(協議会の委員)

第4条 協議会は、別表に掲げる職にある委員をもって組織する。

(協議会の役員)

第5条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長は、北海道釧路総合振興局地域創生部長をもって充てる。
- 3 副会長は、北海道根室振興局地域創生部長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 6 会長及び副会長は、相互に兼ねることができない。

(総会)

第6条 総会は、委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会は、次に掲げる事項を協議し、議決する。
 - (1) 協議会の規約の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項
 - (3) 地域公共交通計画に位置付ける事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項
 - (4) 協議会の解散に関する事項
 - (5) その他協議会の運営上必要と会長が認めた事項
- 4 総会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠席した場合には、副会長がこれに当たる。
- 5 会長は、総会の開催の日時、場所及び総会に付議すべき案件をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 6 総会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 7 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第3項第4号に掲げる事項にあっては、委員の総数の4分の3以上で決するものとする。
- 8 委員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使し、又は当該委員の所属する団体の職員を代理人として議決権を委任することができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。
- 9 総会は、原則として公開とする。ただし、総会において個人情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより総会の運営に支障が生ずると会長が認めるときは、全部又は一部を公開しないこととすることができる。
- 10 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を総会に出席させ、意見を聴取することができる。
- 11 第4項から前項までの規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により総会を招集することができないと会長が認めるときは、第3項各号に掲げる事項に

ついてオンライン又は書面により委員の意見を徴する方法により総会を行うことができる。書面により委員の意見を徴する方法の場合において、会長が指定する期日までに書面を提出した委員の2分の1（同項第4号に掲げる事項にあっては、委員の総数の4分の3）以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって総会の議決があったものとみなす。

12 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（幹事会）

第7条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、前条の規定に準じて会長が別に定める。

（分科会）

第8条 第3条各号に掲げる事業について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、前2条の規定に準じて会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第9条 委員は、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならない。

（守秘義務）

第10条 委員並びに第6条第10項及び第7条の規定により総会又は幹事会に出席した者及び第8条に規定する分科会に出席した者は、個人情報その他協議会の運営上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（事務局）

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、北海道釧路総合振興局地域創生部地域政策課及び北海道根室振興局地域創生部地域政策課に置く。

3 事務局には、事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。

4 事務局長は、北海道釧路総合振興局地域創生部地域政策課主幹、事務局次長は北海道根室振興局地域創生部地域政策課長をもって充てる。

5 事務局は、次に掲げる業務を行う。

（1） 総会の運営に関する業務

（2） 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する業務

（3） 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項に関する業務

6 前各項に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（事故の処理）

第12条 協議会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

（委任）

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年8月3日から施行する。

(2) 北海道釧路・根室地域公共交通活性化協議会等の開催経緯

項目	開催方式	開催日時	議題等
<input type="checkbox"/> 広域計画市町村 担当課長会議	WEB会議	令和4年(2022年) 1月24日(月)	・地域公共交通活性化再生法の計画制度と補助制度 ・釧路・根室地域公共交通計画の枠組
<input type="checkbox"/> 釧路羅臼線に係る 意見交換	対面	5月20日(金) 6月13日(月)	・釧路羅臼線の現状 ※5月は根室振興局管内市町村、6月は釧路総合振興局管内市町村
<input type="checkbox"/> 釧路羅臼線乗降 調査	—	7月13日(水)	・乗降調査
<input type="checkbox"/> 釧路線(根室線) に係る意見交換	対面・WEB会議 併用	7月22日(金)	・釧路線(根室線)の現状
● 令和4年度第1 回協議会	対面・WEB会議 併用	8月3日(水)	・協議会設置 ・計画策定に向けた進め方
<input type="checkbox"/> 広域バス路線ご との維持・確保 方針	文書照会	8月	・広域バス路線の維持・確保方針
<input type="checkbox"/> 釧路羅臼線に係る 意見交換	WEB会議	8月29日(月)	・釧路羅臼線の現状
<input type="checkbox"/> 釧路線(根室線) 乗降調査	—	9月15日(木)	・乗降調査
<input type="checkbox"/> 広域バス路線ご との維持・確保 方針	対面・WEB併用	9月~10月	広域バス路線の維持・確保の方針 ※事務局による市町村・事業者訪問
<input type="checkbox"/> 釧路羅臼線に係る 意見交換	WEB会議	11月28日(月)	・釧路羅臼線の方向性
● 令和4年度第2 回協議会	対面・WEB会議 併用	12月22日(木)	・北海道釧路・根室地域公共交通計画 (原案)について

(凡例 : ●協議会 □関係会議等)

北海道釧路・根室地域公共交通計画

問い合わせ先 北海道釧路総合振興局地域創生部地域政策課
北海道根室振興局地域創生部地域政策課